

皆さん、車庫法違反ご存知ですか 駐車違反より厳しい罰則ですよ

保管場所としての道路の使用禁止等

第11条

- 1 何人も、道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない
- 2 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

自動車は道路上の同一の場所に引き続き12時間以上駐車することとなるような行為

自動車は夜間（日没から日の出までの時間を言う）に道路上の同一の場所に引き続き8時間以上駐車することとなるような行為（自動車の保管場所の確保等に関する法律、第11条）

保管場所に違反した場合」（車庫飛ばし）

虚偽の保管場所を申請した場合

20万円以下の罰金

保管場所の不届や虚偽の届をした場合・・・10万円以下の罰金

違反になりやすいケース

- 1 引っ越して駐車場が変わる場合
- 2 借りていた駐車場が変わる場合
- 3 引っ越して駐車場は変わらないものの自宅住所が変わる場合
- 4 引っ越しにより駐車場が自宅から2km離れてしまった場合
- 5 販売店からの購入でなく、知人や友人などから直接買った場合

これらも車庫法違反です。

車庫法に違反してしまった場合には、道路交通法の軽佻な違反のように交通反則通告制度（反則金を納める方法）がありません。過失などの場合には不起訴となる場合もありますが、故意によるものとするものは起訴→裁判→罰金という刑事事件と同じ流れで、罰金となってしまうと前科が付くことになってしまいます。

学区自治連合会は、今後路上駐車している車に「路上駐車違反と協力をお願い」のチラシを置かせていただきます。どうか趣旨をご理解いただきご協力をお願いします。